

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2025年(令和7年) December 12月号

令和7年度年末年始無災害運動について



坊津に沈む夕日

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和7年度年末年始無災害運動について	2～3
令和7年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました	4
「令和7年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内	5
鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されます	6
年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について	7
労務管理あれこれ	
～移動式クレーン作業における労働災害について～	8
令和7年10月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況	9
民間人材サービスの利用にあたって	10
12月はハラスマント撲滅月間です！	11
国が作った退職金共済制度に加入しませんか？	12
建設業退職金共済制度のご案内	13
林業退職金共済制度のご案内	14
清酒製造業退職金共済制度のご案内	15
令和8年2月の講習開催のご案内	16

さくらじま

鹿児島に住み始めて半年以上経ち、生活にはずいぶん慣れた。離れた土地から来るとスーパーに売っているものに違いがあつて面白い。旅行なら焼酎銘柄の充実ぶりに目が行ってしまいそうだが、住んでいると少し違った発見がある。

まず鳥刺し。これは本当に最高で、とりあえずこれだけでも鹿児島に来てよかった。おいしくて高タンパク低脂質で罪悪感はゼロ。食肉加工時の衛生管理にはずいぶん気を遣いそうだが、どこのスーパーでも普通に買えるとは恐れ入った。さすが畜産王国は違う。

また、鹿児島の人は「ぶるぶる」を好むようだ。夏場のと

ころてん、刺身こんにゃくの品揃えには相当の気合いを感じた。特にところてんは酢醤油、黒蜜、青じそとラインナップされ、東京では考えられない売り場面積を占めていた。

そうかと思うと、豆腐は固めが定番。「きぬ」と書いてある豆腐が「絹ごし豆腐」ではなくて、実は固いのには驚いた（木綿豆腐よりはちょっと柔らかい）。「きぬ」の豆腐パックの隅には「ソフト豆腐」と製品名が書いてあって、製法としては木綿豆腐に近いらしい。まさか豆腐が固いとは想定外だったが、昨今流行りの「やわらか、とろとろ、ふわふわ」食感の流れとは一線を画しているようで、こういう豆腐文化もありだと思う。

季節は移りゆき、食品売り場の商品も少しづつ変わっていく。新しい鹿児島の発見が楽しみだ。

令和7年度

年末年始無災害運動

年末年始無災害運動標語

「年末」感謝の総点検「年始」も笑顔で無事故の発進

実施期間：令和7年12月1日～令和8年1月15日

主唱者：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で55回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和6年の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）による死者数は746人と過去最少だったものの、休業4日以上の死傷者数は135,718人となり、4年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は30.0%となっており依然として増加傾向にある。

本年8月末までの労働災害発生状況をみると、前年同期に比べて休業4日以上の死傷者数は、全体で1.4%減少しているが、依然として増加している業種および事故もある。業種別では、商業で3.8%、保健衛生業で3.0%増加している。また事故の型別では、「転倒」で6.5%増加しており、死亡災害の事故の型別では「交通事故（道路）」が19.6%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を無災害で締めくくり、新年を明るい笑顔でスタートできるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) 報道機関等を通じての周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - ② 安全衛生パトロールの実施
 - ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施

- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - ④ 転倒・墜落・転落、はざまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
 - ⑦ 働く全ての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - ⑧ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
 - ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
 - ⑩ 職場のハラスマント防止につながる取り組みの推進
 - ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



年末年始の災害防止を徹底しよう！

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

リスクアセスメントとは？▼



作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- ① 起動スイッチ等に施錠。（参考／グループロックアウト方式：複数人がキーを持ち、全員のキーが揃わなければ機械が起動しない方法）
- ② 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- ③ 動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」など目立つように表示する。
- ④ チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

合図は大きな声で
ハッキリと
決められた方法で

作業中に不測の事態が
生じたら、作業を中断して
作業責任者に報告

トラブルが発生したら **止める** **呼ぶ** **待つ**

作業が終了したら…

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどを元に戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

脚立作業のポイント



- ① 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
- ② 脚立は水平な安定した場所に設置する。
- ③ 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。
- ④ 踏みざん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てる体勢を安定させる。つま先立ちは危険！
- ⑤ 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- ⑥ 脚立は原則として2m未満のものを使う。

健康管理をしっかりと

冬は身体が冷える上、年末年始は生活リズムも不規則になりがちで、体調を崩しやすくなります。いつも以上に健康状態に気を付けて、免疫機能を高める工夫をしましょう。



令和7年度 鹿児島労働安全衛生大会が開催されました

(公社) 鹿児島県労働基準協会

本年度の鹿児島労働安全衛生大会は、10月31日、川商ホール（鹿児島市民文化ホール）において鹿児島労働局主唱のもと、県内の各労働災害防止団体等が主催し、鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社の後援を頂き開催しました。

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約340人の参加があり、開会に先立ち、労働災害により尊い命を亡くされた方々への黙とうを行いました。

この後、大津学大会会長が、主催者を代表して「今年の大会は労働災害の撲滅と快適職場の実現を願って開催しました。働く人々の安全と健康の確保は最優先課題であり経営トップの強い意識が重要である」と挨拶をしました。

また、今一度各職場においてリスクアセスメントやKY活動、4Sの徹底など労働災害の撲滅に向けた防止対策の再確認をお願いしました。

続いて、永野和則労働局長から労働災害の防止を願う挨拶があり、また、来賓としてお越し頂いた塩田康一鹿児島県知事、鹿児島市長、県経営者協会会長、日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長様より、本大会に寄せてご祝辞を頂きました。

その後、アーバン・ウェルネス・クラブ エルグの健康運動指導員によるストレッチ体操を全員参加で行いました。

特別講演では、鹿児島純心大学名誉教授の徳永龍子先生による「健康で安全な人生を手に入る労働衛生～職場で実践できる健康管理のポイント～」と題し、特別講演が行われました。

徳永先生は、「従業員の健康は経営資源、健康に働く人財で生産性向上・業務効率が向上し、企業経営にもプラスになります。」と述べられました。

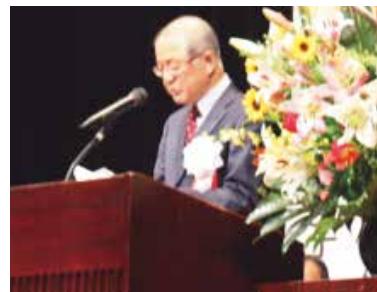
また、労働衛生の3段階の備えについて

- ①健康な生活習慣で病気や労働災害の予防
- ②健康診査、安全環境整備と確実実践で所見を早期発見し治療して両立支援で生活の維持継続
- ③危機事態への準備、学び、実践など

とも述べられ、健康経営について貴重なお話を聞くことができました。

最後に、本日の大会を契機に、働くすべての人々の安全と健康を守り、より良い快適な職場環境を築くため、労使協力して全力を尽くすことを誓い、大会宣言が力強く読み上げられました。

大会宣言は、満場一致で採択され、無事大会を終了することができました。



大津学大会会長挨拶



永野和則鹿児島労働局長挨拶



講演中の徳永龍子先生



全員参加のもとエルグ指導員によるストレッチ体操



大会風景

「令和7年度年末年始無災害運動」図書・用品のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

本年も、年末年始無災害運動が、令和7年12月1日から令和8年1月15日まで、「年末」感謝の総点検「年始」も笑顔で無事故の発進を運動標語として、全国的に展開されます。

当協会では、無災害運動を通じて安全衛生意識高揚を高めるため、中消防用品の販売を行なっていますので、ご活用下さいますようご案内致します。

併せて年末年始の無災害にむけて実効ある取組みをお願い申し上げます。

なお、用品等の問い合わせ・注文は、最寄りの各支部へお願いします。

用品等の問合せ先

◇鹿児島支部

電話 099-226-7427
FAX 099-226-7429

◇川内支部

電話 0996-25-1377
FAX 0996-41-3936

◇鹿屋支部

電話 0994-40-9055
FAX 0994-40-9056

◇加治木支部

電話 0995-63-1030
FAX 0995-63-1030

◇加世田支部

電話 0993-58-2183
FAX 0993-58-2184

◇志布志支部

電話 099-472-4877
FAX 099-472-4833

◇大島支部

電話 0997-53-5487
FAX 0997-53-6270

◇種子島支部

電話 0997-22-2736
FAX 0997-22-2731

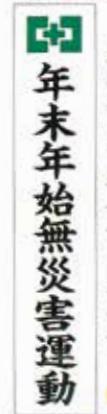


第55回
年末年始無災害運動標語のぼり(市)



No.592
価格 3,080円
●サイズ: H2.3×W0.7m
●材質: ポリエチレン
●4面印刷・ビモテ

年末年始無災害運動のぼり
(耐水用紙)

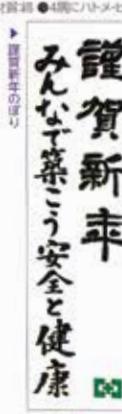


特大
No.593
価格 5,040円
●サイズ: H1.4×W0.5m
●両面印刷・ビモテ

年末年始無災害運動のぼり(市)
価格 2,750円 ●付資料 ●4面印刷・ビモテ



No.596
●サイズ: H2.3×W0.5m
●材質: ポリエチレン
●4面印刷・ビモテ



No.597
●サイズ: H2.3×W0.7m
●材質: ポリエチレン
●4面印刷・ビモテ

鹿児島県の特定（産業別）最低賃金が改正されます。

鹿児島労働局賃金室

鹿児島県における3つの特定（産業別）最低賃金のうち、「自動車（新車）小売業最低賃金」について、改正審議が行われ、令和7年12月28日より62円引上げた時間額1,048円に改正されます。

改正されなかった「電子機械部品・デバイス・電子回路、電気器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「百貨店、総合スーパー最低賃金」については、令和7年11月1日より鹿児島県最低賃金である1,026円以上が適用になりますのでご注意ください。

当局ホームページでは、最低賃金についての一覧表や時間額、日額、月額による最低賃金との比較方法など最低賃金に関する資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、鹿児島働き方改革推進支援センター（Tel 0120-380-436）では、働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談を行っていますのでご利用ください。

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	1,026円	令和7年 11月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
自動車（新車） 小 売 業	1,048円	令和7年 12月28日	次に掲げる者を除く ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製 造 業	1,026円		令和7年度は改正がありません。 このため、令和7年11月1日から鹿児島県最低賃金1,026円以上の支払いが必要となります。
百 貨 店， 総合スーパー	1,026円		

● 特定最低賃金（産業別最低賃金）の業種分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

● 最低賃金には次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する
お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385

川内労働基準監督署 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 0997-52-0574

年末年始建設業一斉集中立入調査の実施について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和7年12月1日（月）から令和8年1月30日（金）までの期間を「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけて、鹿児島労働局と管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対する一斉立入調査を実施します。

1 趣旨

鹿児島県内の本年1月から10月までの労働災害の発生状況をみると、全産業の死傷者数（休業4日以上）は1,633人（コロナ除く、前年同期1,648人）、死亡者数は9人（対前年同期比-6人）となっています。

建設業に着目すると死傷者数（コロナを除く休業4日以上）は235人（対前年同期比-7人）と減少、死亡者数も2人（対前年同期比-4人）と減少しているものの、依然として重篤災害の発生率が高い業種となっています。

年末年始は慌ただしい時期であり、作業内容や生活のリズムが変わる傾向にあることから、建設業の労働災害が発生しやすい時期となっています。

以上のような状況から、鹿児島労働局では、管内の労働基準監督署と一体となり、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、一層の安全衛生水準の向上を図るために、建設業一斉集中立入調査を実施するものです。

2 実施期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)

3 監督指導の重点

死亡災害のリスクが高い「三大災害」の中でも、墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害の発生するおそれのある現場に対して次の事項を重点的に指導することとしています。

<墜落・転落災害の防止対策>

足場の組立て等による安全な作業床の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、要求性能墜落制止用器具の使用、開口部等への囲い・手すりの設置等

<建設機械災害の防止対策>

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保等

<土砂崩壊災害の防止対策>

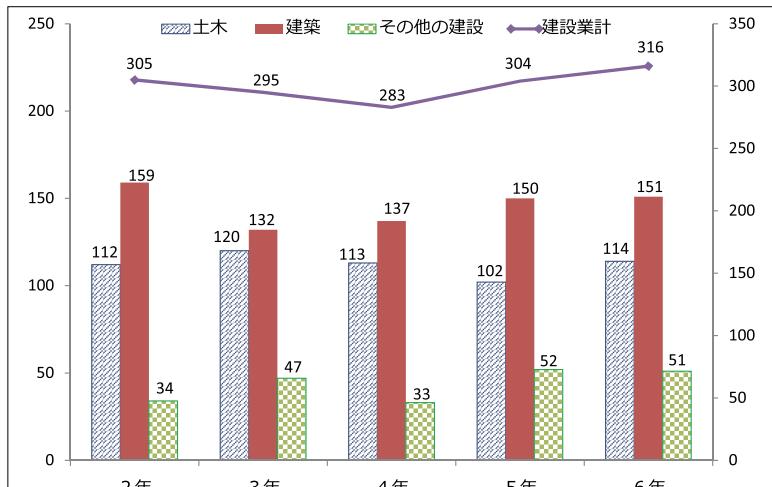
掘削箇所の事前調査、適切な勾配の確保、土止め支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

令和6年・7年 業種別死傷災害発生状況（10月末・速報値）

業種	令和7年		令和6年		増減	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,633	9	1,648	15	-15	-6
建設業	235	2	242	6	-7	-4
土木工事業	86	2	89	5	-3	-3
建築工事業	109	0	112	1	-3	-1
その他の建設業	40	0	41	0	-1	0

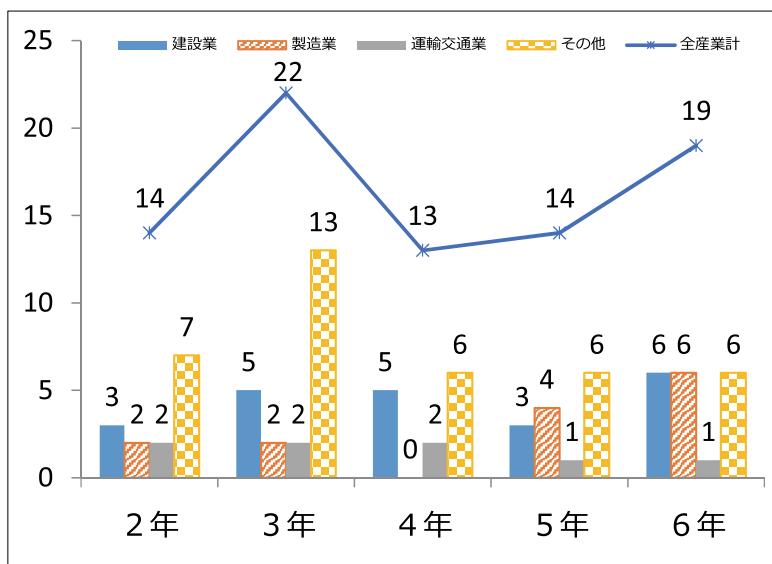
*上記には、新型コロナウイルス感染症患者を除いています。

労働災害発生状況（建設業）



*3年～6年は新型コロナウイルス感染症患者を除いています。

死亡災害の推移



災害に学ぶ

移動式クレーン作業における 労働災害について

鹿児島労働局健康安全課

はじめに

建設現場や物流、工場など、私たちの生活を支える多くの現場で移動式クレーンは活躍しています。しかし、その利便性の裏側には、重大な労働災害を引き起こすリスクが潜んでいます。労働災害を防ぐためには法令遵守はもちろんのこと、現場におけるリスクアセスメントや安全教育を徹底することが重要です。

今回は、移動式クレーン作業で発生した労働災害についてお話をします。

災害事例

事例1：作業ヤードで車両積載形トラッククレーン（所謂「ユニック車」）を用いて、鉄骨の玉掛け作業を行っていた被災者は、鉄骨を吊り上げた状態でジブを旋回した際、アウトリガーを張り出していくなかつたため、車両が転倒し、被災者は地面と車両の間に挟まれた。（業種：その他の建設業／被災状況：死亡）



(出典：職場のあんぜんサイト)

事例2：トラッククレーンを用いて鋼管を荷積みする作業を行っていた被災者は、鋼管の左右の先端にある玉掛け用金具にフックを引っ掛ける方法で玉掛けをしたが、ワイヤロープの長さが短かかったため、2本のワイヤロープがなすつり角度は120度余りとなっていた。

トラッククレーンを運転し荷をつり上げて施回したところ、荷のつり上げ方が足りなかったため、障害物に当たりそうになり、急いでジブを上昇させた途端、ワイヤロープが切断し、鋼管が落下した。このとき荷の下にいた被災者に鋼管が激突し被災した。（業種：一般貨物自動車運送業／被災状況：死亡）



(出典：職場のあんぜんサイト)

再発防止対策

事例1では、アウトリガーを最大まで張り出していく

こと、定格荷重を超える重量の荷を吊ってしまったことが原因として挙げられます。法令上、アウトリガーを有する移動式クレーンで作業を行うときは、アウトリガーを最大限に張り出さなければならないことが明記されており、最大限に張り出すことができない場合は、アウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を確実に下回る荷のみをつり上げる必要があります。移動式クレーンを使用して作業を行うときは基本的にアウトリガーを最大限張り出し、荷の質量及び定格荷重を確認して、移動式クレーンの定格荷重を超えないことを徹底してください。また、あらかじめ地形や荷の重量、使用する移動式クレーンの能力などを考慮した計画を立てる必要があることにも注意が必要です。

事例2では、ワイヤロープのつり角度が大きくなることによりワイヤロープにかかる張力が増大して切断してしまったこと、つり上げた荷の下に作業者を立ち入らせたことが原因として挙げられます。吊り上げた荷の重さは、ワイヤロープの切断荷重より軽く、それを理解していた作業員もワイヤロープに問題はないと考え作業を行っていました。しかし、ワイヤロープにかかる張力は単純な荷の重さのみではなく、ワイヤロープのつり角度が増すほど張力が増大してしまいます。実際の作業では、使用したワイヤロープの長さが短かったため、ワイヤロープのつり角度が120度余りと大きくなり、本来のつり荷の重さの約2倍程度の張力がワイヤロープにかかるてしまい、ワイヤロープの切断荷重を超えて切断し、災害につながったと考えられます。法令上、玉掛け用具には安全係数というものがあります。玉掛け用ワイヤロープの安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とされており、安全係数が6以上となるワイヤロープを使用する必要があります。このため、単純につり荷が切断荷重を下回っているからといって安直に玉掛け用具を使用してはなりません。これらを踏まえ、玉掛け作業を行うときは、つり角度が60度程度となるよう玉掛け用具を選定するとともに、安全係数が法令で定められた値以上となっている玉掛け用具を使用してください。

また、玉掛け用具の安全係数を遵守したとしても強風や障害物等その他の理由により、つり荷が落下する可能性はあります。作業者全員が、クレーン作業の危険性を理解している必要があるため、定期的にリスクアセスメントを実施し、潜在的な危険要因を洗い出し、対策を講じることが災害防止につながります。これらを踏まえ、つり荷の下に作業者が立ち入らないよう作業手順書の作成やリスクアセスメントの実施と安全教育の徹底に努めましょう。

おわりに

移動式クレーン作業による災害を未然に防ぐには、移動式クレーンの特性、作業場所の状況、玉掛け作業など吊り荷を取り扱う際の危険性等を十分に精査した上で、事前に作業計画を策定し、その計画に基づいた作業を行うことが肝要です。また、作業時の安全を確保するためには、作業者一人ひとりが持つ安全意識とその行動も大変重要となります。

過去の災害事例から学び、適切な知識と技術をもって作業に臨むことが、労働災害ゼロを目指す第一歩になるのではないでしょうか。

令和7年10月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種 年	令和7年		令和6年		対前年			
					増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,633	9	1,648	15	-15	-6	-0.9%	-40.0%
1 製造業	316	1	289	4	27	-3	9.3%	-75.0%
1 食料品製造業	190		188	3	2	-3	1.1%	-100.0%
4 木材・木製品製造業	17	1	18		-1	1	-5.6%	
9 窯業土石製品製造業	14		12	1	2	-1	16.7%	-100.0%
11~12 金属製品製造業	18		16		2		12.5%	
13~15 機械機具製造業	25		27		-2		-7.4%	
上記以外の製造業	52		28		24		85.7%	
2 鉱業	6		1		5		500.0%	
3 建設業	235	2	242	6	-7	-4	-2.9%	-66.7%
1 土木工事業	86	2	89	5	-3	-3	-3.4%	-60.0%
2 建築工事業	109		112	1	-3	-1	-2.7%	-100.0%
3 その他の建設業	40		41		-1		-2.4%	
4 運輸交通業	166	1	156	1	10		6.4%	
1 鉄道・航空機業	2		1		1		100.0%	
2 道路旅客運送業	16	1	13		3	1	23.1%	
3 道路貨物運送業	147		142	1	5	-1	3.5%	-100.0%
4 その他の運輸交通業	1				1			
5 貨物取扱業	10		19	1	-9	-1	-47.4%	-100.0%
1 陸上貨物取扱業			7		-7		-100.0%	
2 港湾運送業	10		12	1	-2	-1	-16.7%	-100.0%
6 農林業	84	2	87	2	-3		-3.4%	
1 農業	49	1	46	1	3		6.5%	
2 林業	35	1	41	1	-6		-14.6%	
7 畜産・水産業	59		93		-34		-36.6%	
8 商業	220	1	208		12	1	5.8%	
1 卸売業	30		38		-8		-21.1%	
2 小売業	169	1	155		14	1	9.0%	
3 理美容業	2				2			
4 その他の商業	19		15		4		26.7%	
9 金融・広告業	14		12		2		16.7%	
11 通信業	23		17		6		35.3%	
12 教育・研究業	13		9		4		44.4%	
13 保健衛生業	281		278		3		1.1%	
1 医療保健業	118		105		13		12.4%	
2 社会福祉施設	157		166		-9		-5.4%	
3 その他の保健衛生業	6		7		-1		-14.3%	
14 接客娯楽業	84		91		-7		-7.7%	
1 旅館業	22		23		-1		-4.3%	
2 飲食店	43		49		-6		-12.2%	
3 その他の接客娯楽業	19		19					
上記以外の事業	122	2	146	1	-24	1	-16.4%	100.0%
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業	68	2	77		-9	2	-11.7%	
16 官公署			2		-2		-100.0%	
17 その他の事業	54		67	1	-13	-1	-19.4%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4~3・5~1）	147		149	1	-2	-1	-1.3%	-100.0%
第三次産業（8~17）	757	3	761	1	-4	2	-0.5%	200.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

③ 下段の陸上貨物運送事業（4~3・5~1）及び第三次産業（8~17）は、別計。

④ 死傷者数、死亡者数とともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

民間人材サービスの利用にあたって

鹿児島労働局需給調整事業室

採用した労働者について、「複数の職業紹介事業者から成功報酬（手数料）を請求された」「ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けた」、あるいはインターネット等の求人広告に無料掲載した後に、一定期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求されたといったケースが発生しています。

このようなトラブルを防ぐため、労働者の採用記録（採用経路やどこの事業者から紹介を受け採用することになったか等）を残しておくことや、事前に広告料金の発生条件、掲載期間、無料掲載期間経過後の料金、解約方法等について書面で求め、契約内容をよく確認のうえ利用するよう注意してください。

詳細は鹿児島労働局のHPをご確認ください。



https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/oshirase/2025-0917-1.html

ご相談・お問い合わせは、需給調整事業室（☎099-803-7111）まで

県内の雇用失業情勢について
鹿児島労働局職業安定課

【令和7年9月分】

県内有効求人倍率	1.05倍(前月比0.02P減少)
全国平均有効求人倍率	1.20倍(前月と同水準)

県内正社員有効求人倍率	1.02倍(前年同月比0.02P減)
全国正社員有効求人倍率	1.00倍(前年同月比0.01P減)

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

特定求職者雇用開発助成金の支給申請
には賃金台帳の提出が必須です

鹿児島労働局職業対策課

特定求職者雇用開発助成金の支給申請をする際には、添付書類として賃金台帳の提出が必要です。令和8年4月以降の申請分からは、賃金台帳の提出が確認できない場合（賃金台帳の記載項目が不足している場合を含む）は不支給となりますのでご注意ください。

適正かつ速やかな審査のため、ご理解とご協力をお願いします。

● 賃金台帳とは

- ・労働基準法第108条で定められた法定帳簿
- ・労働者の最後の賃金を記入した日から5年間保存
- ・記載項目
 - 氏名 ○賃金計算期間 ○労働日数
 - 労働時間数 ○時間外労働の労働時間数
 - 休日労働・深夜労働の労働時間数
 - 基本給や手当等の種類とその金額 等

令和7年度鹿児島県労働災害防止研修会の開催について

(公社)鹿児島県労働基準協会

令和7年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

本県における労働災害は、いまだに多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和8年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載の予定です。

日 時：令和8年2月19日（木）13:30～

場 所：鹿児島市国際交流センター 多目的ホール（鹿児島市加治屋町19-18）

参 加 費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、労働災害防止に関する講演等（予定）

12月はハラスメント撲滅月間です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、12月10日(水)13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

今回は、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されることを踏まえ、①改正法の説明、②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【申し込みURL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>】



事業主の皆さんへ（全企業が対象です）

公布日：令和7年6月11日

令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、
カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。

- 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。

※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

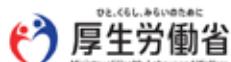
いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
 - 事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 ・相談体制の整備・周知
 ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



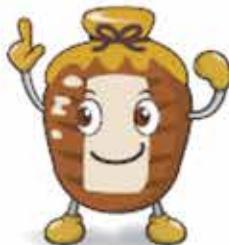
鹿児島労働局雇用環境・均等部（室）
 TEL099-223-8239



本格焼酎・泡盛製造の事業主のみなさまへ



国が作った
退職金共済制度に
加入しませんか？



従業員を雇った
場合は**加入手続きを**
忘れずに！

退職金共済制度への加入は、事業主の皆様には人材の安定確保、従業員の皆様には退職後の生活安定につながります。

「働きがいのある人間らしい雇用の促進、すべての人のための持続的な経済成長」という国連のSDGs（持続可能な開発目標）を目指すことにも結び付きます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

清酒製造業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル TEL.03-6731-2889 FAX.03-6731-2890

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>



建設業事業主の方へ

従業員を
守れる会社が
これから、きっと強くなる！

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

KENTAI KYO

建設業退職金共済制度は、
建設業界の人と企業の未来を見据え、国がつくった退職金制度です。

掛金は損金扱い!
新規加入で一部免除

電子ポイント方式なら
手続きもカンタン！

一人親方も
任意組合で加入できる！

詳しい情報はこちら▶

建退共

<https://www.kentaikyo-taisyokukinjoho.jp/>

建退共
建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

林業を営む事業主 のみなさまへ

国が作った
**退職金
共済制度**に
加入しませんか？

従業員を
雇った場合は
加入手続きを
忘れずに！



退職金共済制度への加入は、事業主の皆様には人材の安定確保、従業員の皆様には退職後の生活安定につながります。
「働きがいのある人間らしい雇用の促進、すべての人ための持続的な経済成長」という国連のSDGs(持続可能な開発目標)を目指すことにも結び付きます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル TEL.03-6731-2889 FAX.03-6731-2890

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>



清酒製造業を営む事業主 のみなさまへ

国が作った
退職金共済制度に
加入しませんか？



従業員を雇った
場合は**加入手続きを**
忘れずに！



退職金共済制度への加入は、事業主の皆様には人材の安定確保、
従業員の皆様には退職後の生活安定につながります。
「働きがいのある人間らしい雇用の促進、すべての人のための
持続的な経済成長」という国連のSDGs(持続可能な開発目標)を
目指すことにも結び付きます。



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル TEL.03-6731-2889 FAX.03-6731-2890

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>



令和8年2月 講習開催のご案内（12月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
詳細はホームページをご参照ください
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/2~6	12/1	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円
				【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円
	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高所作業車運転	2/9~10	12/8	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円
				【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円
	有機溶剤作業主任者	2/12~13	12/8	会員 15,620円 一般 16,280円
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/16~20	12/15	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円
				【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円
	玉掛け	2/16~18	12/15	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2/18~20	12/15	【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円
				会員 21,340円 一般 22,110円
特別教育	床上操作式クレーン運転	2/24~26	12/22	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円
				【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円
	石綿作業主任者	2/26~27	12/22	会員 15,620円 一般 16,280円
	フルハーネス型墜落静止用器具	2/2	12/1	会員 10,725円 一般 11,825円
その他	研削といし（自由研削用）	2/5	12/1	会員 11,220円 一般 12,320円
	ローラー運転	2/12~13	12/8	会員 17,160円 一般 20,460円
	低圧電気取扱い	2/24~25	12/22	会員 16,170円 一般 19,470円
その他	安全衛生推進者	2/3~4	12/1	会員 13,090円 一般 13,530円
	安全管理者選任時研修	2/9~10	12/8	会員 17,050円 一般 21,450円

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

詳細はホームページをご参照ください
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/chemical>



講習日	Web申込期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講料納入期限	会場	受講対象者
1/20	12/3～5	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	12/9	オロシティーホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造事業場を除く）で化学物質管理者として職務を担う方